

社協さくら  
No.209

「ありがとうが行き来するまち」



編集・発行：(福) 佐倉市社会福祉協議会  
発行人：大藏 文子  
住所：〒285-0013  
佐倉市海隣寺町87番地  
社会福祉センター2F

TEL 043-484-6197 (代) FAX 043-486-2518 URL : http://www.sakurashakyo.or.jp



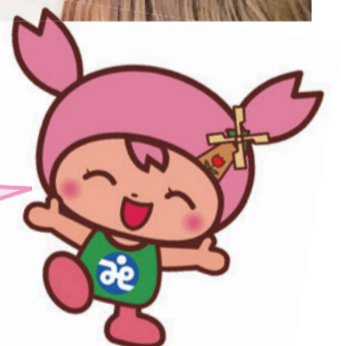
～地域が再び動き出す！～

# 合言葉は“再始動”



『かぐや姫』のみなさんによる華麗なダンス！楽しむ方も楽しませる方も、どちらも地域住民。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みが緩和されました。市内14の地区社協では続々と活動が再開し始め、コロナ前の地域を取り戻しつつあります。写真は、6月3日(土)に開催された志津南地区社協の『森の茶屋(もりのちゃや)』の様子です。



去る6月23日の任期満了により  
本会の長谷川大美が勇退され、後任の会長には  
大藏文子(おおくらふみこ)氏が  
就任いたしました。



大藏文子新会長

長谷川前会長は、令和元年6月から2期4年間にわたり会長を務められました。就任直後に発生した集中豪雨による水害の際は、被災者支援のために災害ボランティアセンターを設置し陣頭指揮を執られました。また、その後の長期間に及ぶコロナ禍では、持ち前の指導力でコロナ感染から社協活動を守ってくださいました。

大藏文子新会長は、12年間にわたり千代田地区社協の会長を務められ、今年5月に退任されました。長きにわたり、先駆的かつ熱心な地区社協運営で地域をリードして来られました。今後は佐倉市社協初の女性会長としてお力を発揮していただきます。

## 『森の茶屋(もりのちゃや)』って？

地域に暮らす誰もが気軽に集い、楽しめる100円喫茶として、志津南地区社協が昨年9月から再開している活動です。年齢などを問わず、どなたでもお越しいただけます。

- ①会 場：老人憩の家志津荘(中志津4-22-16)  
開催日：毎月第1土曜日(8、11、1月を除く)
- ②会 場：はらとぴあ(上志津原64-1)  
開催日：偶数月の第2土曜日(8月を除く)

【お問い合わせ】

志津南地区社協 043-460-1782  
(※火・水・金曜日の11時～15時)

# 令和5年度事業計画

## 【事業基本方針】

令和2年度から続くコロナ禍では、市社協・地区社協ともに計画していたほとんどの事業が実施を見合わせたり、または縮小したり、形を大きく変えなければなりません。令和5年度は、そうした事業に再び光をあて、命を呼び醒まして「再始動」させる、可能な限りコロナ前の姿に戻るように取り組んで行くべきであると思います。もちろんコロナウイルスが消滅した訳ではありません。感染のリスクや、感染した時のリスクがなくなる訳でもありません。引き続き、細心の注意を払いながら事を進めなければなりません。でも、私たちはこの3年間で、コロナに対する知識や知恵、そして



志津地区社協(上)とユウカリが丘地区社協(下)の100円喫茶の様子

コロナと対峙する勇気を多く学びました。だから、これまでのようにただただ恐れるだけではなく、前を向いて取り組んで行くことができるはず。私たちが最も恐れるのは、もはや感染のリスクではなく、リスク回避がゆえにこれまで積み重ねてきた活動が地域に忘れられてしまうこと、そして活動の原動力となる私たちの熱い思いを、私たち自身が忘れてしまうことです。今こそこれを食い止めなければなりません。もう一度前に進むために、今できることから「再始動」して行く、令和5年度をコロナ前に戻るための一年と位置づけ、地域福祉活動の再開を待ち望んでいる市民の方々のために、「ありがとうが行き来するまち」を目指して邁進して参ります。

## 令和5年度予算概要(法人全体)

勘定科目	予算額	主な内容
<b>【事業活動による収支】</b>		
(収入)		
会費収入	18,300	一般・賛助・特別・法人会費
寄附金収入	3,210	福祉基金・善意銀行金銭預託等
経常経費補助金収入	61,785	市補助金(人件費、事業費) 共同募金配分金(赤い羽根募金・歳末たすけあい募金)
受託金収入	129,802	市受託金(声の広報等発行事業等6事業) 県社協受託金(生活福祉資金貸付等3事業)
貸付事業収入	4,000	善意銀行小口貸付償還金
事業収入	10,656	移動サービス利用料収入、法人後見事業受任報酬等
介護保険事業収入	7,010	居宅介護支援事業・訪問介護事業報酬等
障害福祉サービス等事業収入	19,703	介護給付費・計画相談支援給付収入
収益事業収入	1,800	自販機売上手数料収入、社協さくら広告料収入等
その他の収入等	2,420	負担金収入、受取利息配当金収入 他
収入計	258,686	
(支出)		
人件費支出	171,515	役員報酬、職員給与、非常勤職員賃金、法定福利費
事業費支出	69,150	消耗器具備品費、通信運搬費、業務委託費、賃借料等
事務費支出	22,169	福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、保守料等
貸付事業支出	5,000	善意銀行小口貸付金
助成金支出	14,275	地区社協活動費、ボランティアグループ活動費助成
負担金支出	103	負担金
支出計	282,212	
事業活動資金収支差額	△ 23,526	
<b>【施設整備等による収支】</b>		
施設整備等資金収支差額	0	
<b>【その他の活動による収支】</b>		
収入計	26,040	福祉基金等5基金・善意銀行積立資産の取崩
支出計	7,500	福祉基金等積立、退職給付積立金支出
その他の活動資金収支差額	18,540	
予備費	500	
当期資金収支差額	△ 5,486	令和5年度の収支状況

# 令和4年度 事業報告(総括)

佐倉市の地域福祉活動の現場では、コロナ禍の影響を受け、不自由な状況が長く続いてきました。この間、住民同士が顔と顔を合わせる活動がなかなか出来ず、躊躇されるとともに、私たちが取り組む地域福祉推進の歩む速度はスローダウンさせられる状況でした。しかし、こうした状況下にあっても、各地区社協やボランティアグループの活動は、コロナ禍に対応すべくいくつもの創意工夫した活動が開発され、実践的に繰り返し試みるなどの行動が生まれてきました。地域活動の場に“リモート”という新たな領域が生まれたことで、新たなスタイルが加えられ、停滞や後退することなく地域福祉の成長の形が確立されてきたと言えます。地域福祉活動の実践は、『WITH コロナの時代だからこそ、人と人のつながりをより深く広げよう』という強い気持ちを高めることになり、私たち社会福祉協議会は、歩みを止めることなく前に進み続けてきました。今年度は「ともに歩むふくしプラン4」の2年目を迎え、福祉委員の方々やボランティアのみなさんをはじめ、多くの市民に参画いただきながら「地域の課題は、地域で解決できる地域づくり」に向けて活動してまいりました。



## 令和4年度決算概要(法人全体)

勘定科目	決算額	主な内容
<b>【事業活動による収支】</b>		
(収入)		
会費収入	18,583,331	一般会費17,234,331、賛助・特別会費419,000
寄附金収入	25,682,053	法人会費930,000 善意銀行、福祉基金、在宅福祉 他
経常経費補助金収入	61,750,129	市補助金(人件費38,749,500、事業費4,034,000) 共同募金配分金(一般9,393,000、歳末9,049,629) 他
受託金収入	115,745,421	市受託金(声の広報等発行事業等5事業90,823,221) 県社協受託金(生活福祉資金貸付等3事業24,922,200)
貸付事業収入	3,293,400	善意銀行小口貸付償還金
事業収入	13,536,841	移動サービス利用料収入、法人後見事業受任報酬等
介護保険事業収入	24,987,151	居宅介護支援事業・訪問介護事業報酬等
障害福祉サービス等事業収入	23,033,407	介護給付費・計画相談支援給付収入
収益事業収入	1,725,304	自動販売機売上手数料収入
その他の収入等	10,191,268	負担金収入・受取利息配当金収入 他
収入計	298,528,305	
(支出)		
人件費支出	208,360,671	役員報酬、職員給与、非常勤職員賃金、法定福利費
事業費支出	61,102,428	消耗器具備品費、通信運搬費、業務委託費、賃借料等
事務費支出	21,218,428	福利厚生費、旅費交通費、研修研究費、保守料等
貸付事業支出	4,092,000	善意銀行小口貸付金
助成金支出	14,456,420	地区社協活動費13,054,599 ボランティアグループ活動費助成1,297,700 他
負担金支出・その他の支出	220,279	共同事業体による受託法人への分配金 他
支出計	309,450,226	
事業活動資金収支差額	△ 10,921,921	
<b>【施設整備等による収支】</b>		
施設整備等寄附金収入	0	
固定資産取得支出	0	
施設整備等資金収支差額	0	
<b>【その他の活動による収支】</b>		
収入計	67,767,183	福祉基金等5基金取崩 他
支出計	46,264,140	福祉基金等への積立 他
その他の活動収支差額	21,503,043	
当期資金収支差額	10,581,122	令和4年度1年間の収支状況
前期末支払資金残高	54,541,297	令和3年度からの繰越金
当期末支払資金残高	65,122,419	令和4年度末の資金残高

サービス付き高齢者向け住宅  
Solcias ソルシアス佐倉  
すべての人に希望あふれる明日を

- 京成佐倉駅から徒歩4分
- 24時間介護スタッフ常駐
- お元気な方も介護が必要な方もご入居できます

☎0120-83-7070  
ご自身の目でお確かめ下さい  
ご見学承ります

佐倉市のお客様の『ずっと安心』のために。

株式会社 ハウジングボックス  
佐倉市王子台4-1-14  
どなたでも なお よいこうじ  
☎0120-75-4152

印刷のことはおまかせ下さい。

(株)テオー印刷  
佐倉市錦木町1137-4  
http://www.teoh.co.jp/  
☎043-484-0321

あなたも輝いてみませんか!

入会をお待ちしております  
043-486-5482  
(公社)佐倉市シルバー人材センター

京成白井駅前ちょっと寄ろうかな、グッドショップとイオン  
駐車料金2時間半まで無料

レイクピアウスイ  
☎043-461-1871  
〒285-0837 佐倉市王子台1-23

本紙「社協さくら」は、赤い羽根共同募金の配分金で作られています。

成年後見制度  
きほんのき 第15回

任意後見制度について学ぼう!

『一つの事例として』

本人が、「孫が大学を卒業するまで、毎年100万円を贈与したい」と望むとき、“何”についてが記された「代理権目録」の中に「贈与契約の締結」を示しておけば、任意後見人は贈与契約を代理することができます。孫への本人の気持ちや動機（学びのための進学をうれしく思い、毎年100万円を大学卒業まで贈与することで、応援したい）を意思表示することで、本人の意向に沿うこととなります。

財産等を減少させるという、一見すると不利益とも思われる行為でも、そのことが本人の意向であって、かつ受任者にそのことを引き受けてもらえるのであれば、任意後見の契約内容とすることができるとされています。

次回に続く……

Q. 任意後見契約の内容は、どこまで自由に決められるのでしょうか。

A. 「任意後見契約」は、本人が元気なうちに（判断能力があるうちに）“誰”に“何”をしてもらいたいかを、予め決めておける制度です。本人と“誰”（受任者）との間で契約を結び、法律や道徳に反しない限り、自由に内容を決めることができます。

そして、任意後見契約は公証人の作成する公正証書によって結びます。また、公正証書の作成は、どこかの公証役場でも相談をすることが可能で、公証人を選ぶこともできると云われています。

この「当事者同士で自由に決定できる」という点が、この制度ならではのメリットであり、判断能力が低下してから申請（申立て）する「法定後見制度」とは大きく異なる点となります。本人の意思や価値観を色濃く反映させることができる制度と言えます。

任意後見制度は、任意後見監督人が選任されて初めて効力を生じることになりますが、契約内容に記載漏れがあった行為については代理することはできません。また、本人が行ったことに対する同意権・取消権はありません。

志津南部圏域モデル事業

「地域福祉コーディネーター」活動報告! ~その7~

【“おたがいさま”の地域づくり】

地域を廻っていると、人に言えないような課題を抱えている方に出会います。人に言えないのにどうしてわかるかって？それは、近所の方から『気になる人が近くに住んでいて心配』という話を聞きつけて、きっかけをつくって訪問しています。ほとんどの方は声を掛けても『大丈夫。自分で何とかできます』とおっしゃいます。日頃は近所や民生委員・児童委員の方などが普段の見守りの中で、声かけをしたり、訪問していただいて、ほとんどの方が何とか生活できています。

しかし、心配かけたくないと思ってこらえていたことが、一気に転換期を迎えることもあります。こうなると制度や行政のお世話になるしかありません。制度や行政のお世話になる手前で、ちょっとした困りごとをおたがいさまの精神で解決できるそんな関係や地域をつくっていきたく日々地域の方とともに活動しています。

地域の方々からの様々な声に耳を傾けていきます。コーディネーターは皆さんからの相談を一人で解決することはできません。必要な機関へつないだり、住民・専門職・団体などと一緒に地域の困りごとについて考え・解決のために取り組んでいきます。一人で悩まずにまずはご相談ください。

【問合せ】 地域共生推進班 TEL (484) 6033

NPO法人佐倉市民後見人協会の紹介

NPO法人佐倉市民後見人協会（以下、佐倉市民後見人協会）は、2013年（平成25年）に開催した佐倉市市民後見人養成講座の第1期修了生が中心となって設立され、成年後見制度に関わる事業を行う団体です。

養成講座終了後の翌年に任意団体として発足し、会員の多くが佐倉市社会福祉協議会（以下、社協）の法人後見事業の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動する中、会員の内2名が社協との複数後見人として受任し、活動をしてきました。

2018年（平成30年）にNPO法人化され、2021年（令和3年）には、社協が法人として受任していた2件の成年後見人を引き継ぐ形で、法人後見の受任がスタートしました。引継ぎにあたっては、社協が監督人となり、毎月の報告会を行っています。県内でも先駆けとなる活動を、市民が新しい形の法人後見事業として確立してきました。現在、第2期の養成講座が終了し、新たな仲間も加わり、これからも佐倉市民後見人協会にはさらなる躍進を期待します。

ゆっくりではありますが、地域共生社会実現のため、佐倉市民後見人協会と関係機関が協力し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていく」ために歩みを続けていきます。



NPO法人佐倉市民後見人協会のみなさん

暮らしでつながる 地域でつながる ケーブルテレビ

**ケーブルネット296**

CABLE NET 296

0120-533-296

(本社) 〒285-0858 千葉県佐倉市ユーカリが丘4-1-1 スカイプラザサウスタワー2階

自動車・火災・傷害・生命保険

保険のことなら

**WELL保険サービス**

0120-581-905

佐倉市宮ノ台2-8-14 FAX 043-461-6801

町内会や子ども会のご旅行などお任せ下さい。

**なの花交通バス株式会社**

佐倉市城内町247-1

043-483-3320

特定非営利活動法人

**みのり福祉会**

TEL : 043-462-6424

障がいのある方の仕事と暮らしを応援します

**広告募集**

佐倉市社会福祉協議会では、本紙「社協さくら」の広告掲載企業・団体を募集しております。

問合せ【企画経営室】TEL484-6197 <http://www.sakurashakyo.or.jp/>

地域福祉は、福祉委員・ボランティアに支えられています。

福祉総合相談所

●心配ごと相談(民生・児童委員)
※日常の困りごと・悩みごとの相談
10:00~15:00
毎週月曜日 Tel (484) 6199
社会福祉センター2階
第1・第3水曜日 Tel (463) 4433
西部地域福祉センター2階
第2・第4金曜日 Tel (483) 7211
南部地域福祉センター1階

●法律相談(弁護士)
※財産・離婚・人権・事故など法律に関する相談(先着6名)
第4月曜日 10:00~15:00
社会福祉センター2階
毎月1日から事前予約(電話可)
地域共生推進班 Tel (484) 6033

●介護生活相談
※高齢者や障がい者の在宅介護に関する相談
平日 8:30~17:00
介護支援班 Tel (484) 6196

●貸付相談
※一時的に生活が困難な方への貸付相談
平日 8:30~17:00
福祉資金貸付担当 Tel (484) 6200

●ボランティア相談
※ボランティアに関する依頼、募集、参加、保険などの相談
佐倉市ボランティアセンター
Tel (484) 6198
西部地域福祉センター Tel (463) 4167
南部地域福祉センター Tel (483) 2811

●成年後見に関する専門相談
※判断能力が不十分な方の援助や財産管理に関する相談(事前予約)
7/5(水)、9/6(水) 9:30~15:30
8/5(土) 13:00~17:00
※同一内容の相談は3回までとします。
成年後見支援センター
Tel (484) 1288

西部地域福祉センターの相談
●知的障がい児・者支援相談
毎月第2金曜日 10:00~15:00
事前申込不要
●行政書士による悩みごと相談
毎月第4日曜日 13:00~16:00
西部地域福祉センター
Tel (463) 4167

くらしサポートセンター佐倉
からのお知らせ

【家計セミナー】
大学4年間の学費は、国立大学で約250万円、私立文系で約400万円、私立理系で約700万円と言われ多額な費用が必要となります。受験生、在学高校生、その保護者を対象に大学や、専門学校への進学にあたり、受験より卒業までの費用や新制度、奨学金や教育ローンの調達方法、卒業後の人生設計について講師の先生を招いてセミナーを開催します。参加ご希望の方は事前にご予約をお願いします。

講演内容：大学等の進学費用の準備と卒業後の人生設計について
日時：令和5年9月23日(土)
午前10時~午前11時30分
場所：社会福祉センター
(佐倉市役所敷地内) 地下研修室
くらしサポートセンター佐倉
Tel (309) 5483

【出張相談会】
「くらしサポートセンター佐倉」では、「生活費が足りない」「なかなか仕事が決まらない」「家でひきこもっている」など、仕事や生活費のこと、くらしの中の不安や心配のご相談を受け、相談者自身がさまざまな課題を解決していけるようをサポートしています。
今回、出張相談会を、下記のとおり開催させていただきます。1時間ほどお時間をいただいでご相談を受けますので、事前にご予約をお願いします。

内容：仕事や家計の困りごとを抱える方のご相談(要予約)
日時：令和5年7月19日(水)
午前10時~午後3時
(正午~午後1時は休憩)
場所：西部地域福祉センター 相談室
くらしサポートセンター佐倉
Tel (309) 5483

移動サービス サポーター募集

移動サービスとは高齢や障がいなどのために単独で公共交通機関を使つての移動が困難な人に対して、福祉車両を使い、外出の支援を行う活動です。

サポーターと一緒に活動して下さる方向けの研修会を9月2日(土)~3日(日) 両日ともに午前9時~午後5時に実施予定です。

受講を希望される方は下記までご連絡下さい。
【研修内容】 移動サービスの基礎、福祉車両の扱いや介助の実技等
【受講要件】 受講終了後、本会の移動サービスでの活動が可能の方(活動の対しては実費弁償費をお支払いしています)
普通第一種免許または第二種免許を有する運転歴10年以上の方
過去3年間運転免許停止処分を受けていない方
満75歳未満の方
【研修費用】 1,500円(テキスト代)
【問い合わせ・申込み】
地域共生推進班・移動サービス
Tel (484) 4319

寄附者ご芳名 (令和5年2月1日~令和5年5月31日)

Table with 2 columns: 寄附者氏名・団体 and 金額(円). Lists donors like はらぺこ・さくら (12,000), リサイクル主婦の会 (6,000), 公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部 (50,000), etc.

ありがとうございます。福祉事業に活用させていただきます。なお、当法人への寄付は、寄附金控除または税額控除など税制上の優遇があります。当会HPにてご確認ください。

善意銀行預託・払出し

令和5年2月1日~令和5年5月31日 敬称略

Table with 4 columns: 金銭預託, 金銭払出, ユーカリが丘地区社協, ポータブルトイレ. Lists donation items and amounts like 一般預託:1件 (20,000円), 帰宅旅費:5件 (2,260円), etc.



善意銀行では、食品、介護用品、日用品などをお預かりし、佐倉市内の経済的に困難を抱えている方や、被災した世帯への支援に活用させていただきます。

【現在受け取れないもの】
・古着・大型介護用品

編集後記
~ふうりっぴのつぶやき~
コロナも落ち着いてきて、まちにもにぎやかさが戻ってきたね!ふうりっぴは地域になかなか出かけられなくて、ほんとうにさびしい3年間だったよ。今までの分、これからたくさん会って、いっぱいお話ししましょうね!